

# 「移動支援にかかる運用の考え方」 の運用状況調査 H29.4

利用している制度や自治体によって利用できる支援に制限があるなどの違いがあります。  
他市と比較して自分の市はどうなのか見ていただき、実施主体である市町村への直接の働きかけが重要ですので、  
今後の各市交渉で役立てて頂きますようお願いいいたします。

●背景の色が違う箇所は前年度から変更





項目	3. 移動支援と居宅介護（通院等介助）の取り扱い	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	泉大津市	高槻市
考え方	通院目的の移動は、居宅介護（通院等介助）で対応する。また、通院前後の社会参加・余暇活動に係る外出は、市町村の判断により移動支援の利用をできるものとする。	○	本市は移動支援でも通院可としている（介護保険対象者は不可）	○ ※個別検討	○	○	○	○
項目	4. 障がい児の移動支援の目的等	※本来障害児支援は保護者の療育範囲	○	○ ※個別検討(3才以上で必要あれば)	○ ※個別検討(小1年以上で必要あれば)	○ ※中高以上は監護状況判断なく可	○	○
考え方	障がい児の単独では考えられない外出については、本来保護者にその監護責任がある。ただし、保護者が障がいを有している場合や保護者が監護・介護できない事情にある等から特段の配慮が必要な場合については、移動支援の利用をできるものとする。							
項目	5. 支援学校等への通学支援	○ ※保護者疾病等(3ヶ月)	○ ※保護者疾病等(一時的)	○ ※2013年度より、通学可	○ ※保護者疾病等(一時的) ※保護者が障害者等は個別対応。他、入院等(一時的)	○ ※保護者が障害者等は個別対応。他、入院等(一時的)	○ ※医師診断書等確認の上、月7日(14h)可	○ ※保護者疾病等(一時的)
考え方	支援学校の通学バスの乗降地までの送迎や地域の小・中学校への通学について、 <u>緊急やむを得ず</u> 保護者が送迎できない場合は移動支援の利用をできるものとする。							

\* 「○」=市によって、細かな条件付きで認めている場合も「○」としています。

項目	6. 施設入所者の移動支援	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	泉大津市	高槻市
考え方	施設入所者の日常生活支援については、基本的には施設職員によって対応されるべきものである。ただし、市町村の判断により、地域移行の促進、外出機会の確保の観点等から地域の特性及び個々の利用者の状況や支援の必要性に応じて、移動支援の利用ができるものとする。	※入所中の全身性障害者のみ可	○ ※支援計画書必要	※地域移行希望で個別支援計画明記は可	○	○	○ ※一時帰宅時及び地域移行は可	○ ※個別検討
項目	7. 病院入院者の移動支援							
考え方	病院入院者に対して、外泊日において行われる病院外における移動の支援については、医療報酬に含まれないため、市町村の判断により移動支援の利用ができるものとする。	×	○ ※退院準備等の一時帰宅は可。入退院時可。	※地域移行希望で個別支援計画明記は可	○ ※退院準備等の一時帰宅は可。入退院時は通院介助で。	○ ※一時帰宅のみ可	○	○ ※外泊時及び一時帰宅は可
項目	8. 車両使用による移動支援							
考え方	公共交通機関の利用を原則とする。ただし、車両の使用については、サービス提供中の事故が懸念されるが、当事者間で車両使用について合意があれば差支えないものとする。なお、車両乗車中については、具体的な支援の必要な場合のみサービス提供時間と認めるものとする。	○ ※ハルバ-運転時は算定不可	○ ※ハルバ-運転時は算定不可	○ ★公共交通機関利用原則にはしていない	○ ※ハルバ-運転時は算定不可	○ ※ハルバ-以外が運転の場合のみ可	○ ※ハルバ-運転時は算定不可	×

項目	9. ギャンブル	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	泉大津市	高槻市
考え方	法によって認められた娯楽の利用を原則とする。	○	○	○	○	○	×	△ ※個別検討
項目	10. 居酒屋	○	○ ※ハバ - 飲酒不可	○	○ ※ハバ - 飲酒不可	○	○ ※ハバ - 飲酒不可	○ ※ハバ - 飲酒不可
項目	11. 日中活動後の利用	○	○ ※送迎での長期・継続的な対応は不可	※個別検討	×	×	○ ※通園・通学・通所の支援は不可	○ ※送迎での長期・継続的な対応は不可
項目	12. 冠婚葬祭の利用	○	○ ※会場内で介助不要な場合は算定不可	○	○ ※家族等の支援がある場合は不可	○	○ ※基本送迎のみ。会場内において支援が必要な場合は可	○
考え方	基本的に利用はできる。ただし、家族等の支援がある場合は不可や、送迎のみ利用ができるなど、市町村の判断により対応できるものとする。							

\* 「○」=市によって、細かな条件付きで認めている場合も「○」としています。

項目	13. 電動車いす利用者の利用への付添	大阪市	堺市	岸和田市	豊中市	吹田市	泉大津市	高槻市
考え方	利用者の障がい程度によるが、外出先でのトイレ介助等の支援が必要な場合には移動支援の利用ができるものとする。	○	○	○	○	○	○	○ ※支援が 不必要な 方は不可
項目	14. 2名派遣							
考え方	利用者の身体的理由や行動問題により、一人での支援が困難である場合は、必要性に応じて市町村の判断により移動支援の利用ができるものとする。	○	○	○	○	○	○	○

\*「○」=市によって、細かな条件付きで認めている場合も「○」としています。



項目	1. 行き先の利用制限及びその条件		枚方市	茨木市	八尾市	和泉市	箕面市	柏原市	東大阪市
考え方	【宿泊を伴う旅行の取扱】宿泊を伴う旅行等を対象外として、障がい者の行動範囲を制限することは適当ではない。よって、個別のケースについて、必要性に応じて、判断する。	○	○ 事前申請	宿泊地迄 の送迎のみ可	○ 支援は必要分のみ	○ ※個別検討	宿泊地迄 の送迎のみ可	○ ※2泊以上も可	
	【バス旅行等の取扱】主催者において介助スタッフを手配できない場合であって、参加する障がい者が常時トイレ介助等の支援が必要な場合には移動支援事業の利用を可とする。	○ ※事前計画提出要	△ ※個別検討	○	○ 支援は必要分のみ	○ 事業者等企画のものを除く	○	○ ※主催側と提供事業所が異なる時に限り可	
項目	2. 出発地の条件								
考え方	自宅出発、自宅終了が基本であるが、利用者のニーズに合わせ、 <u>出発地、終了地が自宅以外</u> であっても市町村の判断により対応できるものとする。								

\* 「○」=市によって、細かな条件付きで認めている場合も「○」としています。

項目	3. 移動支援と居宅介護（通院等介助）の取り扱い	枚方市	茨木市	八尾市	和泉市	箕面市	柏原市	東大阪市
考え方	通院目的の移動は、居宅介護（通院等介助）で対応する。また、通院前後の社会参加・余暇活動に係る外出は、市町村の判断により移動支援の利用をできるものとする。	○ ※併給不可	○	○	○	○	○	○ ※併給不可
項目	4. 障がい児の移動支援の目的等					○ ※小1～3保護者支援不可の場合		
考え方	障がい児の <u>単独では考えられない外出</u> については、本来保護者にその監護責任がある。ただし、保護者が障がいを有している場合や <u>保護者が監護・介護できない事情にある等</u> から特段の配慮が必要な場合については、移動支援の利用をできるものとする。	○	○ ※概ね6歳以上	○	○		○	○ ※5才以上
項目	5. 支援学校等への通学支援					○ ※保護者疾病、就労等		
考え方	支援学校の通学バスの乗降地までの送迎や地域の小・中学校への通学について、 <u>緊急やむを得ず保護者が送迎できない場合は移動支援</u> の利用をできるものとする。	★障害児通学支援事業で可	○ ※個別検討	○ ※保護者疾病等は検討（一時的）	○ ※保護者疾病等（一時的）	○ ※支援学校以外（一時的）	○ ※保護者疾病等（一時的）	○ ※保護者疾病等（一時的）

項目	6. 施設入所者の移動支援	枚方市	茨木市	八尾市	和泉市	箕面市	柏原市	東大阪市
考え方	施設入所者の日常生活支援については、基本的には施設職員によって対応されるべきものである。ただし、市町村の判断により、地域移行の促進、外出機会の確保の観点等から地域の特性及び個々の利用者の状況や支援の必要性に応じて、移動支援の利用ができるものとする。	○	○ ※施設と 自宅間請 求不可	○	※個別検 討	○ ※日常外 出利用は 不可。 帰省時可	○ ※生活介 護支給が ない日に 限り可。 (月8時 間迄)	○
項目	7. 病院入院者の移動支援	○ ※一時帰 宅のみ可	△ ※検討中	△ ※検討中	○ ※医療報 酬が算定 されない 場合は可	○ ※一時帰 宅は可	○ ※医療報 酬が算定 されない 場合は可	○ ※入退院 時は可
考え方	病院入院者に対して、外泊日において行われる病院外における移動の支援については、医療報酬に含まれないため、市町村の判断により移動支援の利用ができるものとする。							
項目	8. 車両使用による移動支援	○ ※ハバ - 以外が運 転の場合 のみ可	○ ※移送中 の算定不 可	△ ※認める 方向で検 討中	○ ※ハバ - 運転時は 算定不可	○ ※ハバ - 運転時は 算定不可	○ ※ハバ - 以外が運 転の場合 のみ可	○
考え方	公共交通機関の利用を原則とする。ただし、車両の使用については、サービス提供中の事故が懸念されるが、当事者間で車両使用について合意があれば差支えないものとする。なお、車両乗車中については、具体的な支援の必要な場合のみサービス提供時間と認めるものとする。							
* 「○」=市によって、細かな条件付きで認めている場合も「○」としています。								



項目	13. 電動車いす利用者の利用への付添	枚方市	茨木市	八尾市	和泉市	箕面市	柏原市	東大阪市
考え方	利用者の障がい程度によるが、外出先でのトイレ介助等の支援が必要な場合には移動支援の利用をできるものとする。	○	○ ※支援が 不必要な 方は不可	△ ※個別検 討	△ ※個別検 討	○	○	△ ※現地で 支援が必 要な場合 は可
項目	14. 2名派遣							
考え方	利用者の身体的理由や行動問題により、一人での支援が困難である場合は、必要性に応じて市町村の判断により移動支援の利用をできるものとする。	○	○	○	○	○	○	○

\* 「○」=市によって、細かな条件付きで認めている場合も「○」としています。

